

令和5年4月18日

第35回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第35回総会議事録

1. 日 時 令和5年4月18日(火) 午後2時00分

2. 会 場 市民会館 501号室

3. 出席委員 22名

4. 出席の委員

1番	栗原 武弘	2番	小山 正雄	3番	柴山 栄重
4番	吾妻 良博	6番	中村 謙一	7番	野崎 俊幸
8番	浪岡 真澄	9番	油井 妙子	10番	渡邊 俊春
11番	大宮 篤司	12番	菅野 善晴	13番	菱沼寿美恵
14番	渡邊 正芳	15番	尾形 寅昭	17番	関 健一
18番	安田 善喜	19番	渡邊 友一	20番	黒澤喜久夫
21番	齋藤 貴裕	22番	阿部 哲也	23番	穴戸 薫
24番	芳賀 正寿				

5. 欠席の委員

5番	加藤 良子	16番	古関 恵子
----	-------	-----	-------

6. 事務局の出席者

事務局 長	堀江 清一		
次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	会計年度任用職員	渡辺 久美子
農地係 長	阿部 三起夫	主 査	氏家 悠也

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 現況確認証明願出について
- 第4号 福島市農用地利用集積計画の議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長
会長
事務局長
議長
農地係長
議長
議長
農地係長
議長
農地係長
議長
議長
議長
議長
議長

ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

5番 加藤良子委員、16番 古関恵子委員より欠席の旨届出がありました。
事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第35回総会を開催いたします。
福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
2番：小山正雄委員、13番：菱沼寿美恵委員を指名いたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
会期は、本日16時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日16時までと決定いたします。
議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

まず、初めに議案の訂正がございます。本日お配りしました訂正表をご確認ください。
それでは、議事名の朗読をいたします。
【議案第1号から報告までを上程する。(128件)】
合計128件、令和5年4月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。
議案第1号について事務局の説明を求めます。

2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、貸借権設定3件、使用貸借権設定2件、所有権移転及び使用貸借権設定1件の計15件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長2番(発言を求める。)
議長2番(発言を許可する。)
整理番号1番についてご説明いたします。内容については調査書のとおりです。譲渡人は現在まで保安全管理をしてきましたが、高齢のため譲受人に賃借したいということです。譲受人は、新規就農者で野菜等を栽培する予定になっております。今後は、農福連携計画の実行に向けて、自分の息子をはじめとして、障がいを持つ方々の受け入れを進めていくことになっております。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長
農地係長

〔「異議なし」の声〕

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号2番、整理番号2番から5番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長
4番
議長
4番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長4番（発言を求める。）

4番（発言を許可する。）

整理番号2番から5番のご説明いたします。整理番号2番は譲渡人が相続した農地で、現状保全管理されています。近くの農家の方に、自分の土地の耕作依頼を働きかけしていましたが、なかなか見つからない中で大きく果樹を栽培している譲受人と話し合いがつきまして、ももの栽培をしたいということで譲受人が栽培することになりました。整理番号3番と4番ですが、譲渡人の2人と譲受人は親戚関係にあります。この農地は、市街化区域ということで、土地の単価が高くなっておりますが、農地と市街化の違いということなので、行政書士の方がきちんと入って、この単価の設定ということだそうです。譲渡人が、こちらの農地で野菜などを栽培しているということで、きちんと管理をしているということで、譲受人も、一緒にこれから栽培をしていきたいということです。整理番号5番の譲受人は2年ぐらい前から、フルーツライン沿いで直売所を始めています。譲受人の農地の近くに、この譲渡人の農地、こちらフルーツライン沿いにあるということで、取得してハーブや野菜の栽培をしたいということで、申請されたものでありまして、区域協議会の中でも許可相当ということで承認したものであります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長
農地係長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

3ページ、区域番号3番、整理番号6番から9番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長
8番
議長
8番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長8番（発言を求める。）

8番（発言を許可する。）

整理番号6番から9番について説明したいと思います。整理番号6番と7番ですが、譲渡人の2人も高齢のため耕作が難しいので、譲受人が営農型発電を行い、農作物については、有機大豆を作って付加価値を高めて販売していきたいということで、区域協議会として問題ないと判断しました。整理番号8番と9番ですが、譲受人は64歳の方で、そろそろ定年ということで、新規就農を目指しています。そのために土地を求めています。今回所有権移転で、整理番号9番は一部貸付ということで申請されております。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長
農地係長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号4番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号10番についてご説明いたします。譲受人の現在耕作している農地が、申請地の近くにあるということで、所有権移転で耕作するという事になった案件でございます。区域協議会では問題なく、許可相当と判断したところでございますので、ご審議をよろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	4ページ、区域番号5番、整理番号11番及び12番の2件、判断基準の詳細は別添調査書のとおりです。よろしく願います。
議長	調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号の11番と12番の2件についてご説明申し上げます。整理番号11番でございますが、譲渡人が耕作できないため、ずっと保全管理をしてきましたが、譲受人に使用賃借の権利を設定するという事でございます。譲受人としては、経営規模の拡大でございます。整理番号12番についても譲渡人が耕作できないということで、自作地付近で耕作利便のため、譲受人に所有権を移転して耕作してもらうという案件でございます。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします
農地係長	区域番号6番、整理番号13番及び14番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願います。
議長	調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号13番、14番の案件ですが、内容につきましては記載のとおりでございます。整理番号13番は、譲渡人の孫に当たる譲受人が新規営農を開始するため、整理番号14番は、譲受人が空き家とともに隣接する農地を取得するためであり、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号15番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願います。
議長	調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）

議長	22番（発言を許可する。）
22番	整理番号15番ですが、譲受人は中国人が代表を務める法人でございます。申請地ですが以前、もも畑だったところを何年も放置され、耕作されていないところを、譲受人が新規就農開始のために、使用貸借権を設定して営農開始するというものです。作物については、柿を植えて現在すでに整地が始まっております。譲受人は他県で農業の他に土木関係等の事業を展開している一般法人でございます。稼働人数3人ということですが、大変働き者の方々であり、植え付け準備に入っているというところで、区域協議会では、地域の見守りを含めながら、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	お尋ねしますが、譲受人が中国人ですが日本国籍を所有しているか。日本国籍を所有していないときに、外国人の方が日本の法律に基づいた権利を取得することが可能か確認したいと思います。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	22番（発言を許可する。）
22番	すでに日本での永住権を獲得している方で、他県でも数十年日本に住んでいる方です。今回は一般法人での申請ということで、売買ではないということで許可相当と判断いたしました。
2番	使用貸借権、所有権も法律上の権利ですが、日本の法律に基づいて権利を取得できますか。
議長	事務局、お願いします。
農地係長	農地法上、外国籍の方の農地の権利取得はできるということでございます。一般法人の場合、所有権移転はできないので、今回貸し借りでの申請になっているものです。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	それで本当によろしいか県に確認していただきたい。
農地係長	今回の農地の権利取得に関しまして、県農業会議等の関係機関に確認をし、農地法上は外国籍を理由に農地の権利取得の制限はないと聞いておりますので、事務局ではそのように考えております。
議長	事務局からの説明で、2番よろしいでしょうか。
2番	わかりました。
議長	その他ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から15番までの15件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、

所有権移転5件、賃借権設定3件、使用貸借権設定2件、所有権移転及び使用貸借権設定1件、計11件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番についてご説明いたします。申請地は山と川が迫っている地域です。譲渡人は10数年前に相続を受けましたが東京在住で当該地区には住んでおりません。この土地につきまして譲受人に所有権を移転しまして、車両等の駐車用地として活用したいというものであります。場所的に周囲との関係は全くありませんので、周辺農地へ支障影響はほとんどないということから区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番及び3番2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号2番と3番についてご説明いたします。整理番号2番ですが、譲受人は現在借りている駐車場が契約終了で利用できなくなるため、休耕地となっていた申請地を代替地として求めるもので、周りの農地にも影響がないので問題なしと判断しました。整理番号3番ですが、申請地は譲受人の既存駐車場のすぐ隣の土地で、休耕地となっており現在耕作はされていないところです。周りの農地にも影響がないので、特段問題がないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ないようでございますので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号4番についてご説明いたします。譲渡人と譲受人の2人は親族関係でございます。この度譲渡人の農地の一部に分家住宅を建てるため、他の耕作者に何ら影響もないということで、区域協議会では許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願

いいいたします。

議長 只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ないようでございますので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番から6ページ7番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号5番から7番の3件についてご説明いたします。整理番号5番につきましては、譲受人は最終処分場の工事を請負っていますが、工期が延長になるということで、一時転用を1年間延長する案件でございます。整理番号6番ですが、譲受人が従業員の社宅として購入しましたが、駐車スペースが不足しているため、隣の土地を所有している譲渡人に、所有権移転で土地を求めるものであります。周辺に影響はないと思われまます。整理番号7番ですが、申請地は一般住宅敷地で、平成28年に3軒分が転用されて家が建っています。残りの1区画を譲受人が購入しここに家を建てる案件で所有権移転でございます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ないようでございますので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号6番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号8番、9番についてご説明いたします。内容につきましては記載のとおりでございます。整理番号8番は、譲受人の露天駐車場拡張のため、整理番号9番は、寺の境内地及び露天駐車場で使用するため、周辺農地にも影響がないので区域協議会では問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ないようでございますので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号7番、整理番号10番及び7ページ11番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明並びに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号10番、11番についてご説明いたします。いずれも第一種農地内に分家住宅を建てるという案件です。10番、11番とも7月の議案で農振除外はすでに完了しております。その中で、みなし後退敷地を含めた分家住宅を建てるということで、区域協議会で問題なし

と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件、原案のとおり許可と決定いたします。
 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の8ページをご覧ください。議案第3号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
 区域番号7番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号1番についてご説明いたします。非農地判断に対する許可申請になっております。申請地は平成27年10月23日に相続した農地であります。相続時にはすでに山林化しており、相続後も耕作しないまま現在に至っております。現地確認を区域協議会会長と地元の推進委員で実施しております。現状、周囲はすべて山林に覆われておりまして、農地として利用していた痕跡もないような場所でございます。次の計画に向けて、畑を非農地にしたいということで問題なしと、区域協議会で判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 それでは簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第3号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。
 次に、議案第4号について、事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の9ページをご覧ください。議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸し付け分が28件、93,658㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
 区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	整理番号1番についてご説明いたします。利用権を設定する者は父親が亡くなり相続しましたが、農業をする意思はないため農地を貸付したいということで、今回設定を受ける者が賃借をしたいということで、内容成立いたしました。今回設定を受ける者は、数年前に新規就農をし、現在ハウス栽培でキュウリを中心に栽培しています。ハウスを4棟4反歩ほど意欲的に、農業に取り組んで規模拡大を図っております。区域協議会では、特段問題はないため、許可相当といたしました。かなりの面積なので、ご両親もお手伝いしていると聞いております。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ないようでございますので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号2番、整理番号2番から8番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	4番（発言を許可する。）
4番	整理番号2番から8番について説明いたします。いずれも中間管理機構の仲介をされて、すべて水稲栽培をしたいということです。整理番号2番の設定を受ける者は、約3町歩ぐらい稲作を中心に耕作しています。整理番号3番の設定を受ける者も、4町歩弱の稲作中心に耕作しています。整理番号4番、6番、8番の、設定を受ける者も約4.4町歩ほどの稲作中心で、従業員を雇って耕作しているので問題ありません。7番の設定を受ける者も、7町歩ほどの稲作を耕作しているのですが、こちらは大笹生の第2工業団地に従来借りていた農地が用地買収ということで、新たに借り入れするということです。現地を調査したところすべてきちんと管理耕作しているので、特に問題ないということで、区域協議会で承認を受けた案件でございます。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ないようでございますので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号3番、整理番号9番及び11ページ、10番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号9番と10番についてご説明いたします。整理番号9番は新規となっております、JAからの移行です。綺麗に耕作されているので問題ないと思います。整理番号10番ですが、設定を受ける者は広く水稲を耕作している方で、地続きの耕作地なので、これも問題なしと区域協議会で判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。

議長
農地係長

〔「異議なし」の声〕

ご意見、ご質問ないようでございますので、次の説明をお願いいたします。

区域番号4番、整理番号11番から12ページ、19番までの9件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長
12番
議長
12番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長12番（発言を求める。）

12番（発言を許可する。）

整理番号11番からご説明申し上げます。設定を受ける者は新規就農となっております。近くの果樹農家から果物等を仕入れて販売の仕事をしている方です。自分たちでも果樹栽培をしております。今回は商店として農地を借りるということで、新規就農というような扱いになっております。整理番号12番については、設定を受ける者は若手の後継者で一生懸命頑張っている方です。整理番号13番については、JAからの移行ということで、設定を受ける者はきちんと耕作しておりますので問題ないと思われまます。整理番号14番の設定を受ける者は、大規模に果樹を中心として耕作している農家ですので、問題ないものと思っております。整理番号15番については、設定を受ける者は、お父さんが今まで一生懸命やっていますが、その娘さんの名前で今回は農地を借りるということになっており問題ないと思われまます。整理番号16番から19番ですが、設定を受ける者2人については以前から耕作はしていましたが、今回正式に契約を結んで耕作するという案件で現在もきちんと耕作されていることを確認しておりますので、問題ないと思われまます。それぞれ区域協議会では問題なしと判断したところでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長
農地係長

ご意見、ご質問ないようでございますので、次の説明をお願いいたします。

13ページ、区域番号5番、整理番号20番及び21番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長
15番
議長
15番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長15番（発言を求める。）

15番（発言を許可する。）

整理番号20番と21番の2件についてご説明いたします。整理番号20番について、設定を受ける者は設定する者から以前より土地を借りていたそうです。今回正式に賃借権を結ぶということでございます。整理番号21番については、設定する者が耕作できないためあつせんを希望していたもので、今回区域の推進委員が借受人とマッチングさせて正式に契約をしました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長
農地係長

ご意見、ご質問ないようでございますので、次の説明をお願いいたします。

区域番号6番、整理番号22番から15ページ、24番までの3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

20番

議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号23番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。20番一時退席願います。

〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号22番から24番の3件についてご説明いたします。3件とも新規になりますが、22番はJAよりの移行、23番は高齢で耕作が困難になったため、24番は息子への使用賃借権の設定であり、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ないようでございますので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号7番、整理番号25番から28番までの4件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号25番から28番についてご説明いたします。いずれも新規就農の案件でございます。整理番号25番と26番の設定を受ける者の妻の実家は梨専業農家でございます。この度、1年間の果樹訓練講習を終えた設定を受ける者は、妻と共に実家の果樹園をすることの新規就農という形になっております。中身としては利用権を設定する者2名でございますが、整理番号25番の設定する者が所有する、約8反歩の梨畑のうちの約5反歩を梨のジョイント栽培としてやりたい。整理番号26番の設定する者の所有農地のうち約3,030aの梨畑を、設定を受ける者とその妻が耕作するという内容でございます。整理番号27番の設定を受ける者の夫は福島市で別の仕事をやっておりますが、岩手県出身で結婚と同時にこちらに来て、新たに就農するというもので、JAのお世話になり畑を確保いたしまして、今準備を進めているところでございます。作物はミニトマト以外にも色々考えており、機械等もこれから準備することなので、地域の中で見守りながら見ていきたいと思っております。整理番号28番ですが、設定する者の畑を息子が借り受け、新たに小菊を栽培する案件でございます。地元の推進委員の家で1年ほど花栽培の研修を受けまして、今年度から、自分の家の畑で小菊栽培を始めるといった案件でございます。4つの案件について問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声
異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
20番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
(入室、着席する。)

議長 それでは、議事を再開します。
次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書17ページ、報告第1号から31ページ報告第5号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)
慎重審議ありがとうございました。
これで、第35回総会を終了いたします。

(午後3時35分)

令和5年4月18日

これは、福島市農業委員会第35回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 2番 _____

議事録署名人13番 _____